**居宅サービス等における出張所等の設置に係る取扱指針**

令和３年４月１日

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

**１　目的**

　　この指針は、介護保険事業所における出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）の指定及び届出の受理に係る取扱い方針を定めるものとする。

**２　対象事業所**

　この指針によるサテライト事業所設置の対象となる事業所の種類は、介護保険法で規定される居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所（以下、「居宅・地域密着型サービス等」という。）のうち、以下のとおりとする。

(1) 訪問介護

(2) 訪問看護（予防含む）

(3) 訪問リハビリテーション（予防含む）

(4) 通所介護

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(6) 夜間対応型訪問介護

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護（予防含む）については、拠点ごとに少人数を対象としたサービス提供を前提としていることから、サテライト事業所設置は原則認めないものとし、本指針から除く。

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護についてもサテライト事業所は認められているが、本体事業所とは指定を別に受ける必要があるため、本指針からは除く。

**３　サテライト事業所を設置できる要件**

介護保険法による事業所の指定は、原則としてサービス提供拠点ごと行うものであるが、地域の実態等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行うサテライト事業所であって、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日付け厚生省令第37号）」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年３月14日付け厚生労働省令第34号）」に定める要件（以下、「省令要件」という。）のほか、次の要件を満たす事業所においては「主たる事業所」に含めて設置を認めるものとする。

(1) サテライト事業所の位置は、主たる事業所から自動車などによる移動に要する時間が概ね30分以内の範囲とする。ただし、サテライト事業所を設置しようとする場所が特別地域加算対象地域及び中山間地域であり、この基準により難い場合は、個別に設置の可否について協議することとする。

(2) サテライト事業所の位置は原則、長野市内とする。

(3) 管理者が定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認でき、また従業者の指導等を行う体制が整備されていること。

(4) 利用者との契約、居宅・地域密着型サービス等に係る計画、サービス提供記録等の書類をサテライト事業所に保管する場合は、主たる事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。

(5) サテライト事業所の名称は、主たる事業所のサテライトであることが明確となるような文言を入れること。

《通所介護の場合の設定例》

○○○デイサービスセンター●●出張所 or サテライト●● 等

（主たる事業所の名称）　 ＋　 （サテライトの名称：任意）

【参考】省令要件

ア　利用見込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理され、必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制にあること。この場合の「体制」とは、出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制等をいう。

ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

オ　人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

**４　サテライト事業所設置に係る手続**

(1) サテライト事業所の設置については事前協議制とし、特に主たる事業所の一体的な管理体制及びその実行方法について十分に確認を行うものとする。

(2) 既存の事業所にサテライト事業所を追加設置する場合、又は主たる事業所の指定申請時にサテライト事業所を併せて設置する場合は、設置希望日又は指定予定日の原則２か月前までに高齢者活躍支援課へ協議するものとし、事前協議終了後に変更届出書もしくは指定申請書を１部提出すること。

**５　変更届もしくは指定申請書提出の際の添付書類**

サテライト事業所を設置するための変更届出書もしくは指定申請書を提出する場合は、以下の事前協議において承認された書類及び介護保険法及び条例に規定する書類を提出すること。

(1) 当該サービスに係る付表（主たる事務所とサテライト事業所）

(2) サテライト事業所の位置を示した地図

(3) サテライト事業所と主たる事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図

(4) サテライト事業所に係る建物登記、賃貸借契約書

(5) サテライト事業所に係る平面図、配置図

(6) サテライト事業所の住所・営業時間等が明示された運営規程

(7) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表

(8) サテライト事業所と主たる事業所との間の相互支援体制を示す書類

(9) サテライト事業所の１か月の延利用者推計数

(10)サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等一覧表

(11)長野市外に設置を希望する場合は、サテライト設置場所を選んだ理由を記載した書類

**６　事前協議先**

　　長野市保健福祉部高齢者活躍支援課介護施設担当

　　TEL：026-224-5094　　FAX：026-224-5126

**７　その他**

・平成30年４月１日現在サテライト事業所を有する事業所については、この指針に適合する届出があったとみなす。

・指定権者を超えるサテライト設置に関しては、両指定権者間で個別に設置の可否について協議の

上、指定するものとする。